



2026年5月1日

各位

会社名 株式会社JVCケンウッド
代表者名 代表取締役
会長執行役員 最高経営責任 (CEO)
江口 祥一郎
(コード番号6632 東証プライム市場)
問合せ先 経営企画部長
坂口 淳
(TEL 045-444-5232)

従業員向け株式給付信託への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年5月18日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 850,000株
(3) 処分価額	1株につき金 1,183円
(4) 処分総額	1,005,550,000円
(5) 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しています。

2. 処分の目的および理由

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、幹部職員の上位層を対象とするインセンティブ・プランの一環として「従業員向け株式給付信託」（以下、「本制度」）を2023年度より導入しています。

※本制度に関して、株式会社りそな銀行と締結済みの信託契約を「本信託契約」、本信託契約に関して設定済みの信託を「本信託」という。本制度の詳細は、2023年4月27日付「従業員向け株式給付信託の導入について」参照。

今般、本日別途公表しました新中期経営計画「VISION2030」達成に向けて、従業員がより一層貢献意欲や士気を高め、目標へのコミットメントをさらに強化していくことを目的として、当社は本制度の対象を全幹部職員（以下、「幹部職員」）に拡大いたします。この本制度の継続・拡大に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出を行うこと、また本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、

第三者割当により自己株式を処分することとしました。

処分株式数は、当社が制定した株式給付規程に基づき、2027年3月期から2031年3月期までの5事業年度中に幹部職員に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2026年4月30日現在の発行済株式総数161,564,801株に対し、0.53%（2026年3月31日現在の総議決権個数1,418,425個に対する割合0.60%。いずれも少数点以下第3位を四捨五入。）となります。当社としては、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えています。

<本信託の概要>

- ① 名称 : 従業員向け株式給付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④ 受益者 : 幹部職員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 幹部職員から選定
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2023年4月28日
- ⑧ 変更契約日 : 2026年5月1日
- ⑨ 信託の期間 : 2023年4月28日から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

<追加信託および本信託における当社株式取得の概要>

- ① 追加信託日 : 2026年5月18日
- ② 追加信託金 : 995,550,000円
- ③ 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ④ 取得する株数の総数 : 850,000株
- ⑤ 株式の取得日 : 2026年5月18日
- ⑥ 株式取得方法 : 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

(注) 本信託は、今回の追加信託に係る金銭995,550,000円および信託財産に属する金銭10,000,000円の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」という。）の直前営業日（2026年4月30日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である1,183円としました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用した理由は、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該処分価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していることおよび本取締役会決議日の直前1カ月間（2026年4月1日から2026年4月30日）の終値の平均である1,229円（円未満切捨て）からの乖離率は△3.74%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3カ月間（2026年2月1日から

2026年4月30日)の終値の平均値である1,221円(円未満切捨て)からの乖離率は△3.11%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前6カ月間(2025年11月1日から2026年4月30日)の終値の平均値である1,226円(円未満切捨て)からの乖離率は△3.51%(小数点以下第3位を四捨五入)となっていることから、当該処分価額は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しています。

また、当社監査等委員会(4名にて構成、うち3名は社外取締役)は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正であると意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上